\bigcirc 十九号) 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九年金融庁告示第五

第六条第四項第一号又は第二号の表に定め	で 情 り 一 な 一 な り 一 な り で り り り り り り り り り り り り り り り り り	「額とする。 一名に めの表に指げる区グに応じ 同表に定める率と同条第六項の表に定める率を合計しる率と同条第六項の表に定める率を合計した率	债 券等 等 区 分
	株券等区分	十六パーセント 率 本の表に携げる区分に応じ	株券等区分
第五条第五項の表に定める率率	率を乗じて伊	る。	
(控除すべき固定資産等) (控除すべき固定資産等) (控除すべき固定資産等) (控除すべき固定資産等) (控除すべき固定資産等) (控除すべき固定資産等) (控除すべき固定資産等) (控除すべき固定資産等) (控除すべき固定資産等) (控除すべき固定資産等)	第二条 府令第百七 第二条 府令第百七 めるものは、次章 めるところにより めるところにより	(等) (等) (等) (等) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第	(控除すべき固定資産等) 第二条 府令第百七十七条符 めるものは、次章第四節に かるところにより算出した かるところにより算出した となるところにより算出した のるところにより算出した でいい、当該自己 がるところにより算出した であるところにより算出した。

		Г
		_